

プロポーザル方式募集要領

次のとおり公募型プロポーザル方式を実施します。

令和5年8月21日
名張市長 北川 裕之

1 業務概要

(1) 業務の目的

名張市公式LINEアカウントを利用し、市民が行政情報を的確かつ簡単に入手することができ、電子申請や予約等も行える環境を構築することにより、行政サービスの向上を図る。

(2) 業務名

名張市公式LINEアカウント機能拡張システム使用及び保守業務

(3) 業務場所

名張市鴻之台1番町1番地 ほか 地内

(4) 業務内容

名張市公式LINEアカウントの機能を拡張し、市政情報のセグメント配信や行政手続きがオンラインで可能となるシステムの構築及び保守業務を行う。

(5) 履行期間

- ア. システム開発期間 契約締結日から3か月後の属する月末まで
- イ. システム運用期間 打ち合わせにて決定

(6) 予算額

契約金額は開発事業者の決定後に詳細を打ち合わせの上で決定するものであり、提案上限額は契約金額を保証するものではない。

<提案上限額>

1,980,000円（税込み）

提案上限額にはシステム開発費用、運用費等令和5年度に必要な費用の上限額

2 参加資格要件等

- ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ②会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- ③名張市建設工事等資格停止措置要領（平成7年告示第48号）に基づく資格停止措置を受けていないこと。
- ④名張市公募型プロポーザル方式実施指針（平成21年8月1日制定）第10条第2項に記載する対象業務等の特性に応じて必要と認める事項
 - ア. 同種又は類似の業務等の実績当市と同規模以上（人口75,000人以上とする）の自治体において、同様のシステム構築業

務を受注し、参加申込日において継続して稼働させている実績を有すること。

イ. 当該業務等の実施体制

システム障害等があった場合には十分なシステムサポートができること。

3 手続き等

(1) 所管室・連絡先

〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地

名張市行政・デジタル改革推進室

電話 0595-63-7302

FAX 0595-61-0815

電子メール gyoukaku@city.nabari.lg.jp

(2) 実施スケジュール

本調達における企画提案のスケジュールを以下に示す。

なお、下記スケジュールは予定であり変更する場合もある。その場合は事前に連絡を行う。

内容	日程・期限等
1) 公告（公募開始）日	令和5年8月21日（月）
2) 参加申込期間	令和5年8月21日（月）～令和5年9月4日（月）
3) 提案参加資格審査の結果通知	令和5年8月22日（火）～令和5年9月8日（金）
4) 質問書受付期間	令和5年8月21日（月）～令和5年9月8日（金）
5) 質問書回答予定日	令和5年9月13日（水）
6) 企画提案書の提出締切日	令和5年9月22日（金）
7) プレゼンテーション予定日	令和5年10月3日（火）
8) 審査結果通知/優先交渉権者決定	令和5年10月10日（火）
9) 仕様詳細協議・契約交渉期間	令和5年10月10日（火）以降～

(3) 参加手続き

①公告（公募開始）

項目	内容
募集要領等の配付	令和5年8月21（月）
配布書類	ア. 名張市公式LINEアカウント機能拡張システム使用及び保守業務公募型プロポーザル方式募集要領（様式第3号（本書）） イ. 仕様書 ウ. 参加申込書（様式第4号） エ. 会社概要書（様式1-1） ウ. 企画提案書作成要領 エ. 質問書（様式1-2） オ. 同種業務受注等実績（様式1-3） カ. 見積書（様式1-4） キ. 見積内訳書（様式1-5） ク. 参加辞退届（様式1-6）
入手方法	名張市ホームページからダウンロードするものとする。

②参加申し込み

本プロポーザルに参加意思がある場合は、「参加申込書（様式第4号）」に必要事項を記載・押印のうえ名張市行政・デジタル改革推進室（市庁舎2階）へ提出し、企画提案への参加資格について審査を受けること。

なお、「参加申込書（様式第4号）」が期限までに提出されない場合、本企画提案への参加は認めない。

項目	内容
受付期間	令和5年8月21日（月）～令和5年9月4日（月）まで
提出方法	持参又は郵送 土・日・祝日を除く、9時00分から17時までとする。 なお、参加申込時には、書類の受領のみとし、説明・質問等は受け付けない。 *郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期間までに必着とする。
提出書類	ア. 参加申込書（様式第4号） イ. 会社概要書（様式1-1） ウ. 同種業務受注等実績の契約書の写し（受注実績が分かるもの） ※場合により、追加資料の提示やヒアリングをする場合がある。 提案に関連して必要となる経費については、提案事業者の負担とする。

③提案参加資格審査の結果通知

条件審査の後、通知を行う。

項目	内容
通知日	令和5年8月28日（月）～令和5年9月11日（月）

②質問書の受付期間

項目	内容
受付期間	令和5年8月21日（月）～令和5年9月8日（金）
提出方法	電子メールにより、下記メールアドレスまで送付すること。 メールアドレス gyokaku@city.nabari.lg.jp 必ず電話にて担当者に到達確認を行うこと。
	メール送信の際の件名は以下のとおりとする。 〔9月1日に質問書を送付する場合。〕 件名：【質問】●●株式会社_20230901
その他	評価に対する質問については回答できません。

③質問書への回答予定日

提出された質問事項はすべて取りまとめ、質問事業者名を伏せ、回答を付したものを質問者及び参加者全員へ「回答書」として電子メールに添付し送付します。

項目	内容
回答予定日	令和5年9月13日（水）

④企画提案書の提出

提案参加資格審査で、提案者として選定された後、下記の必要書類を提出してください。

企画提案書は企画提案書作成要領のとおり作成してください。

なお本プロポーザルに係る書類作成等の費用は、全て参加者の負担とします。

項目	内容
受付期間	令和5年9月22日（金）まで
提出方法	事務局へ直接または郵送にて提出してください。 直接の場合、土・日・祝日を除く、8時30分から17時までとする（提出期限の日は正午まで）。なお、参加申込時には、書類の受領のみとし、説明・質問等は受け付けない。 *郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期間までに必着とする。
提出書類	ア. 企画提案書 イ. 同種業務受注等実績（様式1-3） ウ. 見積書（様式1-4） エ. 見積内訳書（様式1-5）
提出部数	上記提出書類について紙及び電子データを提出 紙媒体 正本：1部 副本：10部 電子媒体 各1部（データはPDF形式とします） ※電子媒体についてはメールやインターネット経由またはCD等の媒体でも受け付けます

(4) 審査及び選定方法

①選考機関

項目	内容
選定基準	名張市公式LINEアカウント機能拡張システム使用及び保守業務公募型プロポーザル提案評価基準」に基づき採点し、最優秀事業者として選定する。
通知	最優秀事業者への審査結果の通知は主催者が文書で行う。

②プレゼンテーション

プレゼンテーションは、提案事業者が提出した「企画提案書」を基に実施すること。

項目	内容
予定日	令和5年10月3日（火）
実施場所	市役所2階 庁議室 ※オンライン参加は不可
企画提案 質疑応答	提案の提出順に希望時間を確認し、調整 60分程度予定（発表30～40分程度、質疑応答20分～30程度）
実施方法	プレゼンテーションに必要な機器は提案事業者が用意すること。 HDMI 接続ケーブル、プロジェクター、スクリーンは本市が用意するため必要であれば利用可能です。
出席者	出席者は5名までとすること。
傍聴等	プレゼンテーションは非公開とし、他の提案者による傍聴は認めない。

③審査

本業務の事業者審査にあたっては、プレゼンテーション内容について選定評価基準に基づき公平かつ客観的に評価を行い、最も優れた企画提案を行った事業者を優先交渉権者として選定する。また、次点交渉権者も併せて選定する。なお、上位2社が同点の場合は、提案価格が低い事業者を優先交渉権者とする。

提案者が1社の場合、別途定める最低基準点を超えた場合のみ候補事業者として選定する。

評価項目については、以下のとおりとする。

評価項目	配点
実施方針	30点
仕様・機能	290点
総合力	140点
提案価格	40点
合計	500点

④審査結果の通知

最優秀提案事業者への通知は、主催者が文書で行う。

審査結果に対する異議は受け付けない。

(5) 契約

優先協議対象者に選定された提案事業者は、本市と仕様等詳細協議（委託内容・経費・期間・契約等について再度調整を行い、合計金額の増額は認めない。）を行う。なお、仕様等詳細協議において、協議が成立しない場合は、本市は次点協議対象者と協議を行う。また、調達仕様書をもとに仕様等詳細協議を行った結果を踏まえ、機器調達（保守・運用含む）及び構築にかかる契約締結等を実施する。

4 情報公開

名張市情報公開条例（令和元年条例第23号）に基づき公開します。

5 その他必要と認める事項

(1) 参加辞退

提案を辞退する場合は、提案書提出期限までにすみやかに事務局まで書面にて参加辞退届（様式1-5）を提出すること。

(2) 費用及び帰属

- ①企画提案書類等の提出書類の作成、提出、プレゼンテーション等に要する経費は、提案事業者の負担とする。
- ②提案報酬は、支払わないものとする。
- ③提出書類は既に公表されているものを除き原則として非公開とし、提案事業者に無断で使用しないものとするが、プロポーザルに必要な範囲において複製を作成することはある。
- ④提出された書類は返却しないものとする。

(3) 留意事項

①無効となる提案書

提案書が次の条件のいずれか一つに該当する場合には、審査の対象から除外する。

- i 定めた提出方法、提出先、期限、条件に適合しない提案書
- ii 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない提案書
- iii 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない提案書
- iv 虚偽の内容が記載されている提案書
- v 関係者に関する工作等不当な活動を行ったと認められる場合
- vi この要領に定める手続き以外の方法により、主催者、事務局及び審査関係者に直接、間接に問い合わせや連絡を求めた場合

②参加申込書の提出をもって本要領の掲載内容を承諾したものとみなす。

③名張市から得た資料・情報等は取り扱いに注意するとともに、無断で提案に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。